

講座・催しものつづき

青空マルチスポーツ教室

親子ともにストレスの多い新年度。親子でたのしく身体を動かして、リフレッシュしましょう。親子かけっこ教室(①幼児の部、②小学生の部)および③親子ニュースポーツ体験会を開催します。かけっこ教室ではたのしく走るコツを伝授します。ニュースポーツ体験会では、ドッチビーを使ったスポーツを体験できます  
時 4/23(土)①9:30~10:10②10:30~11:10③11:10~12:10 場 豊洲公園(豊洲2-3-6) 入 こだもは①4~6歳(年中、年長)②③6歳~12歳(小学生)で、親子1組2人とし①②各30組③20組(申込順) 費 無料 師 寺尾大地((株)コーデスポーツ) 縮 4/22(金)17:00まで 申 4/15(金)から電話またはメールで豊洲ぐるりパークセンターへ ☎3520-8819 詳 <https://toyosugururi.jp> 申 申 申 event@toyosugururi.jp

るよう、江東区歯科医師会に相談窓口を設置し「かかりつけ歯科医」を紹介しています [受付時間] 9:00~12:00、13:00~17:00(土・日曜、祝日を除く) 申 電話で江東区歯科医師会 ☎3649-0780、FAX3649-1688

休館・休止  
ご不便をおかけします

コンビニ交付サービス

4/16(土)の利用を休止。システムメンテナンスのため※住民票・印鑑証明・税証明・戸籍証明書等が必要な方は、ご注意ください 申 区民課証明係 ☎3647-3164、FAX3647-8471

芭蕉記念館

4/26(火)・27(水)の展示室・図書室を休業。展示替えのため※4/25(月)は定期休館日 ☎3631-1448、FAX3634-0986

中川船番所資料館

4/26(火)を休館。展示替えのため※4/25(月)は定期休館日 申 中川船番所資料館(大島9-1-15) ☎3636-9091、FAX3636-9094

官公署

家内労働の「委託状況届」は4/30(土)までに提出を

家内労働者へ仕事(内職等)を委託している事業者の方は、毎年4/1現在の家内労働者数等について、「委託状況届」を労働基準監督署に提出することが義務付けられています。4/30(土)までに忘れずに提出してください。詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課家内労働係 ( 申 [https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei\\_toukei/pamphlet\\_leaflet/chingin\\_kanairoudou/\\_121062.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/chingin_kanairoudou/_121062.html)) または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください 申 東京労働局賃金課 ☎3512-1614

東京都都市計画審議会傍聴できます

時 5/17(火) 13:30~ 場 都庁会議室 入 15人(抽選) 内 第237回東京都都市計画審議会の傍聴(東京都都市計画地区計画臨海副都心青海地区地区計画、東京都都市計画防災街区整備方針)※個人のプライバシーに関わる案件などがあるときは、会議が一部非公開となることがあります 縮 4/25(月)消印有効 申 往復はがきに住所・氏名・電話番号・傍聴希望の

江東区マップ2022 配布中  
区内バス路線図も掲載

持ち運びやすいB5版折りたたみ式の江東区全域のマップです。1万2000分の1の縮尺で、区内の主な公共施設などを示しています。また、区で作成した防災関係・観光周遊・医療機関などを掲載したその他各種マップの紹介、区内のバス路線図も掲載しています。

[配布場所] こうとう情報ステーション(区役所2階)、区民課(区役所2階)、豊洲特別出張所・各出張所 費 無料  
申 広報広聴課広報係 ☎3647-2299、FAX5634-7538



江東区マップ2022表紙

旨を記入し、〒163-8001新宿区西新宿2-8-1東京都都市整備局都市計画課へ ☎5388-3225 申 <https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/keikaku/shingikai/yotei.htm>  
東京辰巳国際水泳場  
ジュニア選手育成事業Aコース  
時 5/9・30、6/13・27、7/11(月曜全5回) 17:10~18:40 場 東京辰巳国際水泳場 入 小学生から高校生(小学1・2年生は100mメドレーが完泳できる方、小学3年生以上は200mメドレーを無理なく完泳できる方)60人(抽選) 費 小・中学生5,000円、高校生7,500円 縮 4/25(月)必着 申 往復はがきに①教室名②氏名③年齢④学年⑤性別⑥郵便番号・住所・電話番号を記入し、〒135-0053辰巳2-8-10東京辰巳国際水泳場へ※ホームページ ( 申 <https://www.tef.or.jp/ttisc/index.jsp>) から申 申 ☎5569-5061、FAX5569-5068

※いずれも 費 無料 申 電話またはファクス・メールに①氏名②住所③電話番号を記入しNPO法人こうとう親子センターへ ☎090-2162-8835、FAX3685-3267 申 <https://www.ho-mestartkoto.com> 申 mail@ho-mestartkoto.com

順天堂東京江東高齢者医療センター聴こえのサポートの研修会

時 4/27(水) 16:00~18:00 場 順天堂東京江東高齢者医療センター1階第1会議室(新砂3-3-20) 入 40人(申込順) 費 無料 内 難聴の対策と啓発、補聴器の実演説明 申 池田、田島、松野(耳鼻咽喉科) 申 4/15(金)から電話またはファクスで順天堂東京江東高齢者医療センター耳鼻咽喉科へ ☎5632-3111、FAX5632-3163

みんなのひろば

東砂SC太極拳友の会の会員募集 楽しく太極拳を覚えて健康維持

時 水曜10:00~11:30 場 砂町文化センター 入 区内在住在勤 費 月会費2,000円 内 簡化24式・48式、ソーシャルディスタンスを保ちながらできます。生涯スポーツにおすすめ。見学・無料体験大歓迎 申 中島和代(全日本太極拳協会本部総合コーチ) 申 白坂 ☎080-6542-4842

春と秋はハイキング、夏はアルプス 一緒に登りませんか

時 山行毎週土・日曜、例会第3水曜19:00 場 山行関東周辺、甲信越。例会カメリアプラザ(亀戸2-19-1) 入 70歳まで 費 年6,000円、入会金1,000円 内 関東周辺の日帰りハイキング、アルプス縦歩、スキー 申 山歩の会(キタノ) ☎090-1535-2185

その他

家庭訪問型子育て支援ボランティア ホームスタート・ビジター養成講座

あなたの子育て経験を活かして子育て中の家庭を応援しませんか [受講希望者向け説明会] 時 5/12(木) 10:00~12:00 場 豊洲文化センター第1研修室(豊洲2-2-18豊洲シビックセンター8階) 縮 5/6(金) [ホームスタート・ビジター養成講座] 時 5/26~7/14(木曜全8回) 10:00~16:00 場 豊洲文化センター第2研修室ほか 入 全日程参加し、受講後に訪問活動に関わって頂ける方16人 内 傾聴ワーク、家庭で活動する上でのポイント、区の子育て支援施策等 縮 5/19(木)

保健

30代のための健診 (生活習慣病予防健診5月分)

時 場 下表のとおり 入 健診日現在30歳~39歳の区民の方各会場25人(抽選)※最近1年以内に受診された方はご遠慮ください 費 無料 内 血液・尿検査・腹囲測定等 縮 4/20(水)必着 申 はがきに①健診名②郵便番号・住所③氏名(ふりがな)④年齢⑤生年月日⑥性別⑦電話番号を記入し、希望する保健相談所へ郵送または窓口で(重複申し込み不可)※電子申請も可(パソコンのみ) 申 <https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/> 申 各保健相談所管理係

健診会場	検査日時	結果日時
城東保健相談所 〒136-0072大島3-1-3 ☎3637-6521 FAX3637-6651	5/10(火) 9:00~	5/27(金) 13:30~
深川保健相談所 〒135-0021白河3-4-3-301 ☎3641-1181 FAX3641-5557	5/6(金) 13:10~	5/17(火) 13:20~
深川南部保健相談所 〒135-0051枝川1-8-15-102 ☎5632-2291 FAX5632-2295	5/6(金) 12:45~	5/20(金) 13:30~

※城東南部保健相談所は6月に実施予定

障害等で歯科診療が受けにくい方に「かかりつけ歯科医」を紹介

在宅で療養されている高齢の方や、心身の障害のために通院が難しい方等で通常の歯科診療が受けづらい方が身近で適切な歯科診療が受けられ



○アパートを借りようとしたら、障害者であることを理由に貸してもらえなかった。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは?

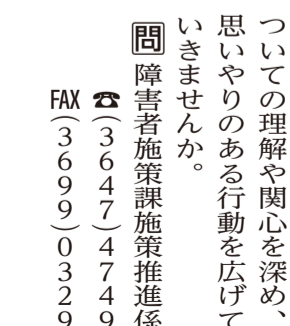
正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否・制限したり、障害のない人には付けない条件を付けたたりすることが禁止されています。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは?

第1回のコラムでは、不当な差別的取扱いの禁止について、第2回では、合理的配慮の提供について、要点と対応の具体例を紹介していきます。

平成28年4月に障害者差別解消法が施行されてから6年が経ちました。この法律は、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者(会社、お店、個人事業者、NPO法人等)を対象として、大きく分けると次の2つについて定めています。

障害のある人もない人も 知ることから始めよう! 障害者差別解消法① 不当な差別的取扱い



区は、障害のある人もない人も、ともに支えあう社会の実現を目指しています。コラムをきっかけに障害についての理解や関心を深め、思いやりのある行動を広げていきましょう。



○飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に入店を断られた。

○補助犬(盲導犬や聴導犬)とスパーに入ろうとしたら、入店を断られた。

第1回